

○ふじみ衛生組合リサイクルセンター 事業方式及び事業者選定審議会設置 条例

(令和4年9月13日)
(条例第4号)

(目的及び設置)

第1条 ふじみ衛生組合リサイクルセンターの、事業方式並びに整備及び運営を行う者（以下「事業者」という。）を公正かつ公平に選定するため、管理者の附属機関として、ふじみ衛生組合リサイクルセンター事業方式及び事業者選定審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、管理者の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について審議し、答申するものとする。

- (1) 事業方式及び事業者の選定に関すること。
- (2) その他管理者が必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、識見を有する者のうちから管理者が委嘱する委員5人以内をもって組織する。

(任期)

第4条 委員の任期は、諮問に係る答申の終了をもって満了とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、当該職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会は、会長が招集する。

- 2 審議会は、委員の定数の過半数の者が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。
- 5 審議会の会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、会議に諮り、会議の全

部又は一部を非公開とすることができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(報告)

第8条 委員は、特定の企業及び個人に対する便宜及び利益誘導の要請、依頼等の働きかけを受けた場合は、直ちに管理者に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、施設課において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の特例)

2 この条例の施行後、最初の審議会の会議の招集は、第6条第1項の規定にかかわらず、管理者が行う。

(ふじみ衛生組合特別職の職員の給与等に関する条例の一部改正)

3 (省略)

(この条例の失効)

4 この条例は、第2条第1号の事業方式及び事業者の選定に係る答申を管理者が受けた日限り、その効力を失う。